



TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 18 (2012年6月21日発行)

皆様こんにちは。今月号のタイ国法律改定情報は

会計職協会告示「公的説明責任のない企業(NPAEs)向け会計基準」

をお送りいたします。

タイ会計職協会告示

(ประกาศสภาวิชาชีพบัญชี: ปลาคาร์พสาปาร์ไวท์ชาร์ชีพบันชี)

第 20/2554 号

「公的説明責任のない企業(NPAEs)向け会計基準」

(เรื่อง มาตรฐานการรายงานทางการเงินสำหรับกิจการที่ไม่มีส่วนได้เสียสาธารณะ :

ルアン マートルターンカーンラーイガンターンカーングン

サムラップキच्छาカーンตี้-ไมมีสแอนด้าเซียサータラナ)

会計関連法規及びその他法律に基づき財務諸表等作成の際の基準として使用するために、会計職協会の会計基準の規定及び改定における権限を定めている 2004 年 会計職法第 7 条(3)及び第 34 条に基づき制定された。会計基準は、会計職管理監督委員会より承認を受け、官報における告示後に効力を発する。

会計職協会は、2011 年 3 月 10 日第 20(1/2554)回会議において、会計職管理監督委員会の承認を受け、次の通り告示する。

第1項 本告示は、官報における告示日より効力を発する。

第2項 本告示に添付の「公的説明責任のない企業向け会計基準」を使用する。

2011 年 4 月 12 日告示

タイ会計職協会会長 ケーサリー・ナロンデーツ

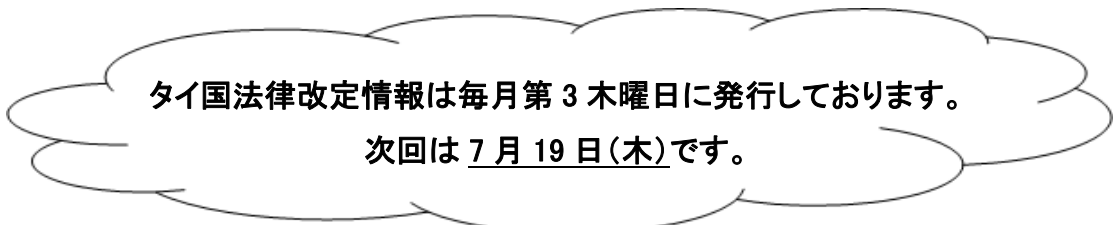
翻訳者：高野 香(TJ Prannarai Communication)

【解説】

タイ会計職協会(FAT)が 2011 年 1 月 1 日以降開始する会計年度より、上記新タイ会計基準の適用を発表したことを受け、これまで会計処理をしていなかった勘定科目についても、財務諸表において説明する責任が生じた。そのため上記告示の発効により、退職金規定がない企業においても、退職給付引当金を計上する必要が生じた。

退職給付引当金の額は、1998 年労働者保護法第 118 条(第 11 章解雇補償金)の規定に基づき算定される。この規定は「解雇」のための補償金であるが、“定年退職”は会社都合による「解雇」の一形態とみなし、その結果「退職給付金」も上記の条項(第 118 条)に基づいて算出する。

従業員の勤務年数に応じて金額が変わり、10 年以上勤続の場合は 10 ヶ月以上分が支給される仕組みである。例えば定年退職する時点で、勤続年数が 1～3 年であれば 3 ヶ月分以上、3～6 年であれば 6 ヶ月分以上となる。



タイ国法律改定情報は毎月第 3 木曜日に発行しております。
今回は 7 月 19 日(木)です。

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

日系企業様から厚い信頼を集める通訳・翻訳サービス

通訳サービスは半日から対応が可能です。日本語能力検定 1 級の経験者が対応いたします。

Email もしくは FAX にて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積もりいたします。

さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

翻訳・通訳派遣のご用命は TJP へ